

交通安全ワンポイントアドバイス

12月31日まで実施中 運転は心にゆとりを持って！

横断歩道止まって渡す「思いやり」キャンペーン

横断中の事故をなくすため、

「手を前」に出して、お互いの「思いやり」を伝えましょう！

①横断する時は「手を前」に出して

ドライバーに合図

②車は横断歩道の「手前」で停止

③ドライバーは、「手を前」に出して歩行者に合図

■歩行者へ

・横断歩道を渡る時は、「手を前」に出して合図し、車の停車と左

右の安全をしつかり確認してから渡りましょう

・横断歩道が近くにある所は、横断歩道を渡りましょう

・歩行者用信号機を守りましょう

■ドライバーへ

・横断歩道に歩行者がいる時は、横断歩道の「手前」で必ず一時停止し、歩行者に対して「手を前」に出して合図して、安全に横断させましょう

地域安全 ニュース

うまい話には気をつけよう！

「こんな言葉に要注意！」

電話の相手を信用して、多額の現金をだまし取られている人が増えています。

被害のほとんどは、「自分は大丈夫」と思っている人です。

お金を送る前に、必ず家族や警察に相談してください。次のような事例には特に気をつけましょう。

閩危機管理課危機管理係 ☎286・3210

これらはすべて詐欺です！

「還付金があるのでATMに行つて」、「必ずもうかる」、「あなただけは特別」、「名義を貸してほしい」、突然息子から「金貸して」、「〇〇署ですが、あなたの口座が狙われています」

振り込め詐欺相談ホットライン

☎096・3811・2567

閩御船地区防犯協会連合会 御船警察署 ☎282・1110

かしい消費者

「不用意なアクセスに要注意」

アダルトサイトの

トラブル解決をうたい料金請求

「アダルトサイトに登録されて利用料金を請求されてしまった。消費生活センターに相談しようと思ひ、インターネットで検索してみつけた先に相談したら、料金を請求された」といった相談が、全国の消費生活センターに寄せられています。

スマートフォンで「消費生活センター」を検索して見つけたところが、公的な消費生活センターとは異なる民間の事業者だったことによる料金トラブルもみられます。

■トラブルの特徴

寄せられている相談には、次のような特徴がみられます。

- ・「消費生活センター」をネット上で検索している
- ・検索結果画面に表示された「広告」をクリックしている
- ・広告の表示が「消費生活センター」の名称に似ている
- ・請求されている料金が、アダルトサイトの利用料金よ

りも安い

■トラブルにあわないために

・アダルトサイトに不意にアクセスしてはいけません。また、請求されても、請求内容に納得できない場合はお金を支払ってはいけません。決してサイト業者に連絡しないでください。

・ネット検索では、検索ワードに関連した広告も表示されるので、自分が見ている画面が「広告」か「検索結果」なのかをよく確認しましょう。

・消費者ホットライン(188)や最寄りの消費生活センターの連絡先をスマホなどのアドレス帳に登録しておきましょう。

・相談に際して電話料金等以外の費用を請求されたら、自分の相談している先が公的な窓口なのかを確認しましょう。

閩上益城広域消費生活相談室(危機管理課危機管理係) ☎286・3210